

第 3 回検討会以降の国の動き

■ 廃棄物処理費用の積立に係る議論

1 中間整理（案）

- 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会の下に設置される新エネルギー小委員会の下部機関として、「太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関わるワーキンググループ」を本年 4 月に設置し、資金確保、社会コスト及び長期安定電源の観点から検討
- 太陽光発電に関わる様々な関係者へのヒアリングを踏まえ、外部積立てにおける積立金の金額水準、取戻し条件、例外的に内部積立てを認める場合の条件などの論点について検討
- 11 月 26 日に開催されたワーキンググループ（第 7 回）において、中間整理（案）を公表

2 検討に当たったの原則

- 主力電源としての太陽光発電の継続・普及に資する制度とするため、以下の 3 つの観点を原則として設定
 - a) 資金確保
既に稼働しているものも含めて、10kW 以上のすべての案件について、廃棄等に必要資金を、調達期間終了後（基本的に運転開始後 20 年後）の期間も含めて可能な限り確実に確保
 - b) 社会コスト
制度執行に当たり、太陽光発電事業者その他の関係者のコストを最小化
 - c) 長期安定発電
FIT 制度による買取期間終了後も、発電事業が長期安定的に適正に運用されることを促進

3 主な検討結果

1) 外部積立てに関する論点

- ① 積立金の金額水準・単価・頻度・時期
 - 金額水準は、カテゴリー（非入札案件・入札案件、既に調達価格が決定・今後決定）毎に設定
※今後新たに調達価格が決定される 2020 年度以降の認定案件については、調達価格等算定委員会において定めた額
 - 積立ての単価は、余剰売電案件を含め、FIT 制度の下で売電された電気の量に応じ、kWh ベースで積立て
 - 積立ての頻度は調達価格の支払や交付金の交付と同頻度（現行 1 か月）

- 積立ての時期は、全ての案件について一律に調達期間の終了前 10 年間
※ただし、移行認定案件については、原則として 2012 年度新規認定案件と同じ金額水準、単価、頻度、時期を適用しつつ、調達期間が終了した時点で一律に積立てを終了

② 積立金の取戻し条件

- 積立金の取戻しの際には、廃棄等が確実に実施されると見込まれる資料の提出を求めるとともに、積立金の流用を防止する措置
- 積立金の管理・取戻しの判断は、太陽光パネルを基準に行うこととし、全体の太陽光パネルの容量に対し、交換・廃棄される太陽光パネルの割合に応じて積立金の取戻しが可能
- 法令の規定に基づき認定事業者以外の者が太陽光発電設備の廃棄等を実施した場合には、認定事業者に代わって積立金を取り戻せる措置を検討

③ 積立金の管理機構のガバナンス等

- 外部積立てを義務付けている類似制度を参考に、必要かつ合理的な規制内容を技術的に検討

④ 特定契約との関係

- 特定契約の契約未変更等リスク低減と契約変更等に係るコスト最小限化のため、法的な措置も含め技術的に検討

⑤ 制度移行における既存の積立てとの整理

- 外部積立ての対象となる認定事業者に対しては、既存の積立ての有無にかかわらず、同一の条件での積立てを要求

2) 内部積立てに関する論点

- 内部積立てを認める条件（以下をすべて満たすこと）
 - 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等を作成、公表
 - FIT 認定における事業計画の発電設備が事業用電気工作物に該当、事業者が電気事業法上の発電事業者に該当、外部積立てと同水準以上の積立てが予定されていること など

3) 市場への統合を図っていく新制度（Feed in Premium を念頭）における廃棄等費用の確保の方法

- 以下の方向を軸に調整
 - 原則として積立金の管理機関が源泉徴収的に積立てを行う方法による外部積立てを要求
 - 長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる事業者に対しては内部積立ても可能

4) その他

① 情報開示

- 廃棄等費用の積立てに係る情報の開示のあり方について、引き続き検討

② 施行時期

- 2022年7月までの適切な時期に制度を施行